

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

別添様式2

公表日： 2023年 2月 28日

事業所名： アスロンカケル児童発達支援

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	室内ではストレッチや器械運動、ボール運動、縄跳び運動などをメインに運動を展開している。	はい： 76% どちらともいえない： 15.4% いいえ： 7.7%	運動療育を展開するにはスペースがやや狭いと感じる保護者の評価もある。人数制限や活動内容を工夫しながら行っていく。内容によっては、屋外なども利用していく。
	2 職員の適切な配置	人員配置は適切・十分である。	はい： 76.9% どちらともいえない： 15.4% わからない： 7.7%	人員配置は適切・十分であるが、発達障がいや療育・運動に関する知識についてさらに職員の知識・理解を深めていくことが必要である。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	室内はバリアフリーであるが、間取りの問題があり、室内を有効に使えていない問題点もある。	はい： 92.3% どちらともいえない： 7.7%	導線を整えて、運動用具の収納、利用者用の玩具や教材を置くスペースなどを確保する。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	掃除・消毒を徹底している。	はい： 100%	事業所内でのルールなどを掲示し、利用者が見通しをもって行動できるようにする。運動がんばり表などを掲示し、利用者の日頃の成果を目で見ることができるようにする。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）への職員の積極的な参画	職員の入れ替わりに伴い、子どもたちの情報共有や定型業務や仕組みの見直しに着手している。		2023年度の年間プログラムの見直し及び新プログラムの作成を行う。 年間予定の作成を行っていく。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施	アスロン本部による外部評価を得ることで、業務の見直し・改善を行っている。		アスロン以外からの第三者評価も積極的に受け入れ、業務改善を行っていく。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	職員の定着をはかり、必要な研修を必要な時に受講できるようスケジュール調整する。		療育や運動、発達障がいに関する研修の参加・共有・学んだことを日常業務に取り入れ、振り返りを行う。研修予定を組み、中長期的に管理を行っていく。
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	評議会・実行会時にはノート入り目次を記載。アセスメント会議時に保護者様から子どもたちの将来に向けた改善点やご要望をお聞きし、運動療育を通じてできる支援を柔軟に実現する活動と、年齢や特性に応じて2チームに分けるなど、その日の出席メンバーによって臨機応変に活動内容を調整している。	はい： 76.9% どちらともいえない： 15.4% わからない： 7.7%	療育中観察されている保護者の方が大半のため、療育前後でお話をする。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	活動者・保護者との面談をもとに、課題を明確化し、具体的な目標・支援内容の記載を行っている。	はい： 92.3% わからない： 7.7%	運動1時間の中で、特性に応じたフォロー・メニューの提供を考案していく。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	利害者・保護者との面談をもとに、課題を明確化し、具体的な目標・支援内容の記載を行っている。	はい： 92.3% いいえ： 7.7%	引き続き継続し、より課題やニーズに沿った計画や内容の記載に努めていく。
適切な支援の提供（継ぎ）	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	立案した計画に従って支援を進めている。	はい： 100%	運動面のみならず、社会性や人間形成の部分において、一人一人に寄り添った支援ができるよう、環境を整えていく。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	担当者が主として立案、共有を行っている。		これまでの立案・共有を更に深めるべく、日々の運動療育のプログラム組んで立案していく。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	休日・長期休暇には、特別プログラムを組んでいる。		平日はスタジオ内で行い、休日・長期休暇に関しては、外に出てかけっこや水泳療育などを行っていく。
支援開始前の確認	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	月間でテーマを決め指導を行う。	はい： 76.9% いいえ： 23.1%	運動療育のプログラムにおいて、それぞれの運動のバリエーションを増やし、新しい内容も積極的に織り交ぜていく。内容を充実させていく。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	始業時にミーティングを行い、支援内容や役割分担を共有している。		正規職員のみならず、非常勤スタッフも含め、ミーティングを行う。勤務上、難しい場合は、必ず申し送りをする。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	業務終了後にミーティングを行い、振り返りや反省、支援についてのペクトルのすり合わせを行う。		現状のフィードバックがうまく機能しているので、このまま続けていく。
支援の継続	10 日々の支援に関しての正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	ミーティング時に記録を取り、利用者の個別のファイルに添付、この活動を継続していく。		システムやパソコンソフトの活用により、これらの記録をデータベース化し、支援の改善に役立てていく。
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	現時点では4月・10月などに実施している。		見直しの時期が重なるので、今後は利用者の生まれ月をベースにモニタリングや個別支援面談を行っていく。
支援の継続（継ぎ）	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	保護者様からの要望に応じて対応している。		現状のまま継続する。
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	現時点では該当利用者なし		該当児童の利用があれば、関係機関との連携を深めて支援を実施していく。

区分	チェック項目	現状評価（実施状況・工夫点等）	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	現時点では該当利用者なし		該当児童の利用があれば、関係機関との連携・連絡体制の整備を進めていく。
	4 児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（小学部）等との間での支援内容等の十分な情報共有	送迎時などに、先生などに話を伺う程度で、十分ではない。		情報共有の機会があれば、積極的に支援内容等の共有を行い、円滑な移行に繋げていく。
	5 放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、			今後該当する利用者が出てくれれば、次の支援につながる情報提供を行い、円滑な移行に繋げていく。
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	現時点での機会はない。		機会に応じて、綿密な連携を行っていくとともに、専門機関での研修の受講を促進していく。
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	コロナ感染拡大防止の視点もあり積極的には行えていないが、夏には障害のない子どもと一緒に運動発表を行うなど、イベントを通じて活動の機会を増やしていきたい意向である。	いいえ： 61.5% どちらともいえない： 7.7% わからない： 30.8%	コロナ感染拡大にも配慮しながら、障害のない子どもと活動する機会を定期的にもつことができるよう努めていく。またそれらの活動を保護者に対しても積極的に周知を行っていく。
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	コロナ感染拡大防止の視点もあり、積極的な招待・交流は行えていない。		コロナ感染拡大にも配慮しながら、可能な限り地域にオープンな事業の運営に努めていく。
	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	重要事項説明書、契約書、システム利用方法などの書類を用いて丁寧に説明、ご理解・納得後にご署名・捺印をいただいている。	はい： 92.3% わからない： 7.7%	責任者のみならず、他職員でも対応できるよう、事業所内で研修をする。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	支援ツールを用いて、丁寧な説明を心がけており、質疑応答の時間も十分にとっている。	はい： 92.3% どちらともいえない： 7.7%	引き続き丁寧な対応を心がけ、ご理解・ご納得いただけるよう尽力する。
保護者への説明責・連携支援	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	コロナ感染拡大防止の視点もあり、積極的な実施には至っていない。	はい： 23.1% どちらともいえない： 23.1% いいえ： 30.8% わからない： 23.1%	コロナ感染拡大にも配慮しながら、ペアレント・トレーニングを計画的に実施していく意向である。
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	支援面談のみならず、日頃の支援において疑問や気づきがあれば、保護者にお伺いしている。	はい： 92.3% どちらともいえない： 7.7%	不十分なこともありますので、次年度以降は支援面談以外にも必要に応じて面談の機会を設ける。
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	保護者からの要望に応じて対応している。	はい： 76.9% どちらともいえない： 7.7% わからない： 15.4%	求められれば真摯に対応するのは勿論のこと、今後は支援面談以外にも積極的に相談の機会を設ける。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	コロナ感染拡大防止の視点もあり、積極的な実施には至っていない。	はい： 7.7% どちらともいえない： 23.1% いいえ： 38.5% わからない： 30.8%	次年度以降は保護者の対応にも注力していく。
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	苦情対応窓口を設け、事例については直ちに全職員で共有、対応について協議、責任者が誠意をもって対応にあたる。	はい： 38.5% わからない： 61.5%	苦情については誠意をもって迅速に対応することは勿論であるが、同じような内容の苦情をいただくことが無いよう、再発防止、改善に努める。
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	利用者本人や保護者様の気持を汲み取りながら、分かりやすい説明をするよう心がけている。	はい： 76.9% どちらともいえない： 7.7% わからない： 15.4%	電話・メール・送迎時の会話など、保護者様からの情報を真摯に受け止め、対応する。 日常の支援の中で、利用者本人からの言葉以外のサインを見逃さず、適切な対応を心がける。
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	療育支援システムやSNSによる活動内容の告知及び写真を用いた活動報告などを積極的に行っている。	はい： 76.9% どちらともいえない： 7.7% わからない： 15.4%	日々の活動報告は報告内容の質の向上に努める。 SNSやウェブサイトなどは更新頻度を高め、利用者様にとってよりわかりやすい発信を心がける。
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	契約時に個人情報の取り扱いについて保護者のご意向を確認、遵守している。入手した個人情報については鍵付きのキャビネット	はい： 69.2% どちらともいえない： 7.7% わからない： 23.1%	現状のまま継続する。 情報漏洩などが起こらないよう、全職員に注意喚起を行う。
	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	各マニュアルを整備、全職員が閲覧できる場所に保管している。	はい： 69.2% どちらともいえない： 7.7% いいえ： 15.4% わからない： 7.7%	契約時に書類をお渡しし、説明をしているが、それだけでは不十分。 定期的に安全について注意喚起を行い、利用者・保護者様に安心して通所いただけるよう環境を整える。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	避難場所を確認、定期的に安全についての話をしている。	はい： 30.8% どちらともいえない： 15.4% いいえ： 15.4% わからない： 38.5%	①同じ
非常時等の対応	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	年度初めの研修で取り扱っている。		中途入社の職員に対しても、導入研修として受講を徹底していく。
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	やむを得ず身体拘束を行う場合の組織的なルールを明確化し、身体拘束を行う必要がある場合には、利用者や保護者への十分な説明・計画への記載を徹底して行っている。		ルールの明確化を職員間でも共有し、必要がある場合には十分な説明と計画への記載の徹底を行っていく。
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	療育時間内で食事を摂ることはない。		食物アレルギーやエピペンについて、事業所内で研修を行う。
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内の共有の徹底	ヒヤリハット事例集を作成、共有している。		非常勤スタッフにおいても、終業時のミーティング時にヒヤリハットについて触れ、安全管理について共有・事故防止・改善に努める。